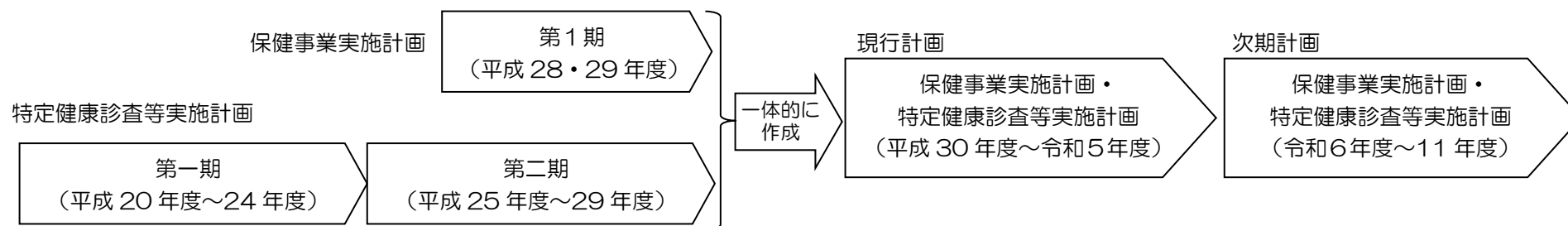


次期「大阪市国民健康保険 保健事業実施計画・特定健診等実施計画」について

- 保健事業実施計画（データヘルス計画）【国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針】
 - ・保険者は健康や医療に関する情報（レセプト等）を活用して、被保険者の健康課題の分析やP D C Aサイクルに沿った効果的な保健事業の実施を図るための保健事業実施計画を策定した上で、保健事業の実施及び評価を行うこととなっている。
- 特定健康診査等実施計画【高齢者の医療の確保に関する法律】
 - ・厚生労働大臣の定める「特定健康診査等基本方針」に即して、医療保険者に策定が義務づけられている。
 - ・計画の策定にあたっては、健康寿命の延伸と生活習慣病の予防を重点に、市民の健康づくりを進める本市の健康増進計画「すこやか大阪21」と整合性を図る。

○策定のイメージ



大阪市国民健康保険 保健事業実施計画・特定健康診査等実施計画（令和6年度～11年度） 策定のスケジュール

令和5年10月～12月	大阪市国民健康保険 保健事業実施計画・特定健康診査等実施計画 検討会議 開催 国保連合会保健事業支援・評価委員会からのヒアリング
令和5年12月	保健事業実施計画・特定健康診査等実施計画（素案）策定
令和6年1月上旬～2月上旬	保健事業実施計画・特定健康診査等実施計画（素案）の公表、パブリック・コメントの実施
令和6年3月	保健事業実施計画・特定健康診査等実施計画の策定・公表